

お客さま各位

株式会社きらやか銀行

口座を開設される個人のお客さまへのお願い

最近、特殊詐欺等の犯罪行為やヤミ金業者によって預金口座が悪用される金融犯罪が大きな社会問題となっています。

当行ではこのような犯罪に不正利用される口座の開設を未然に防止するため、口座を開設されるお客さまに下記の事項についてお願いしております。

お客さまにはご不便をおかけすることとなりますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆ 預金口座のご利用目的をお伺いしています。

口座開設時に、開設する口座のご利用目的をお伺いしています。

ご利用の目的によっては、口座開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆ 口座の開設は最寄りの支店でお申し込みください。

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近く、ご利用に便利な支店にてお申し込みください。

遠隔の支店をご希望の場合には、希望される理由をお伺いさせていただき、場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

◆ 複数の口座を開設することはご遠慮ください。

既に当行に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。

複数の口座をご希望の場合には、希望される理由をお伺いさせていただき、場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

◆ 他人に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は禁止されています。

預金規定により、他人による口座の利用や口座の譲渡は禁止されています。他人による口座の利用や口座の譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。

また、口座開設後に預金規定に違反する場合には、口座の利用を停止させていただいたり、解約させていただくこともございます。

なお、他人に利用させるために口座を開設することは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により禁止されており、刑事罰の対象となる場合もございます。

以上